

蕨市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(被保険者としない者)</u></p> <p>第4条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。</u></p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として408,000円を支給する。</u>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(被保険者としない者)</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、<u>出産育児一時金として404,000円を支給する。</u>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>